【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	鉱区税
		②	上記以外の税目	－
3	内容			《制度の概要》 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を、通常の税率の2／3とする。
				《関係条項》 地方税法（昭和 25 年7月 31 日法律第 226 号）第 180 条第2項
4	担当部局			資源エネルギー庁　資源・燃料部　資源開発課
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和2～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯			創設年度： 昭和 41 年度
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給確保、海洋エネルギー資源開発の強化
				《政策目的の根拠》 ○「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月 18 日閣議決定） Ⅴ．2040年に向けた政策の方向性 5．化石資源の確保/供給体制 （2）天然ガス ② 自主開発の更なる推進 石油・天然ガスの輸入依存による交渉力の限界や中東情勢等の影響の受けやすさといった構造的課題のある我が国が、様々な情勢変化のもとでも安定供給を確保するためには、日本企業が直接開発・生産に携わる上流権益確保と国内資源開発による自主開発を進めることが極めて重要である。石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げることを目指す。 ⑤ 国内資源開発の促進、石油・天然ガス業界における人材確保・育成 海洋及び陸上における国内資源開発は、地政学リスクや為替の影響に左右されず安定的なエネルギー供給の確保が可能であり、また、

				将来的に国産水素等の原料としての利用も期待されることから、継続的な推進が重要。中でもメタンハイドレート（砂層型・表層型及びメタンプルーム）については、海洋基本計画等に基づき、民間企業が事業化する際に必要となる技術、制度等を確立するための技術開発等を推進する。 その際、世界的に先端的であり不確実性・難易度が高いことを踏まえつつ、技術開発等の進捗状況や得られた成果の分析や評価を行い、2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す。石油・天然ガスについては、三次元物理探査船「たんさ」を用いた国内石油・天然ガスの探査（2028年度までに概ね5万平方キロメートル）とともに、有望海域での試掘を機動的に実施する。また、国内外のCCS適地調査に同船を活用する等、より効果的な探査を実現し、市場競争力を高める。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	6．資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 「第7次エネルギー基本計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） 5．化石資源の確保／供給体制 （2）天然ガス
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	・2030 年までに国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 50%以上、2040 年度に 60%以上に引き上げる。（後掲のとおり、令和6年度の比率は、42.1%）
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本分析対象期間における自主開発比率（後掲）のうち、国内生産量が占める部分は、約 2.5 パーセントポイント相当であり、近年は低減傾向である。ただし、国産資源は最も安定的なエネルギー源であって、その生産可能量を最大化させることは我が国のエネルギー安全保障に直結するものである。本措置により、開発事業者は、探鉱、開発、操業、生産量増進投資などに減税分を充てることが可能となり、国内生産量の維持・最大化に資する（本措置がなければ、減産が更に進行しかねない。）。
9	有効性等	①	適用数	（試掘鉱区） 令和2年度　514 件（171,073 百アール） 令和3年度　523 件（173,922 百アール） 令和4年度　380 件（125,347 百アール） 令和5年度　397 件（196,225 百アール） 令和6年度　261 件（139,572 百アール） （採掘鉱区） 令和2年度　1313 件（337,816 百アール） 令和3年度　1226 件（319,465 百アール） 令和4年度　1224 件（319,732 百アール） 令和5年度　1221 件（318,948 百アール） 令和6年度　1221 件（318,948 百アール）
				【算定根拠】 「道府県税の課税状況等に関する調（総務省）」から算出

	② 適用額	（試掘鉱区） 令和2年度　34 百万円 令和3年度　35 百万円 令和4年度　25 百万円 令和5年度　39 百万円 令和6年度　27 百万円 （採掘鉱区） 令和2年度　135 百万円 令和3年度　128 百万円 令和4年度　128 百万円 令和5年度　128 百万円 令和6年度　128 百万円
		【算定根拠】 「道府県税の課税状況等に関する調（総務省）」から算出・推計
	③ 減収額	（試掘鉱区） 令和2年度　11 百万円 令和3年度　12 百万円 令和4年度　8 百万円 令和5年度　13 百万円 令和6年度　9 百万円 （採掘鉱区） 令和2年度　45 百万円 令和3年度　43 百万円 令和4年度　43 百万円 令和5年度　43 百万円 令和6年度　43 百万円 【算定根拠】 「道府県税の課税状況等に関する調（総務省）」から算出・推計
	④ 効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 （分析対象期間：令和2年度～令和6年度） 〇国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率 令和2年度：　40.6% 令和3年度：　40.1% 令和4年度：　33.4% 令和5年度：　37.2% 令和6年度：　42.1%（達成率：84.2%） ※算定式 自主開発比率（石油・天然ガス）＝（我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量＋国内生産量）÷（原油・天然ガスの輸入量＋国内生産量）

				民間企業の石油・天然ガスの試掘鉱区、採掘鉱区について本軽減措置を適用。 〇令和２年度鉱区税の課税標準額は、減免前 169 百万円→減免後 113 百万円となり、納税額で 56 百万円の経費削減効果。 〇令和３年度鉱区税の課税標準額は、減免前 163 百万円→減免後 108 百万円となり、納税額で 54 百万円の経費削減効果。 〇令和４年度鉱区税の課税標準額は、減免前 153 百万円→減免後 102 百万円となり、納税額で 51 百万円の経費削減効果。 〇令和５年度鉱区税の課税標準額は、減免前 167 百万円→減免後 111 百万円となり、納税額で 56 百万円の経費削減効果。 〇令和６年度鉱区税の課税標準額は、減免前 155 百万円→減免後 103 百万円となり、納税額で 52 百万円の経費削減効果。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 「道府県税の課税状況等に関する調（総務省）」から算出・推計
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 　本措置により実現しようとする政策目的は、エネルギーの安定供給確保、海洋エネルギー資源開発の強化であり、達成目標は 2030 年までに国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 50%以上、2040 年度に 60%以上に引き上げることである。 　国内生産を担う開発事業者が適用を受けられる本措置は、開発事業者が探鉱、開発、操業、生産量増進投資などに減税分を充てることが可能となり、国内の探鉱開発活動・生産量を維持・最大化させる効果があったといえる。
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤	税収減を是認する理由等	（分析対象期間：令和２～令和６年度） 本分析対象期間における自主開発比率のうち、国内生産量が占める部分は、約 2.5 パーセントポイント相当であり、近年は低減傾向である。ただし、国産資源は最も安定的なエネルギー源であって、その生産可能量を最大化させることは我が国のエネルギー安全保障に直結するものである。本措置により、開発事業者は、探鉱、開発、操業、生産量増進投資などに減税分を充てることが可能となり、国内生産量の維持・最大化に資する（本措置が無ければ、減産が更に進行しかねない。）。（再掲）
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性	面積あたりの税額設定であるため、面的な広がりをもって賦存する石油・天然ガスの特殊性から、他の鉱物の税額から軽減措置を行うことにより、税負担の公平性が確保され、石油・天然ガスの探鉱開発活動

			等	促進がはかられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	国内の石油・天然ガス資源を確保するため、リスクが高い探鉱段階の支援措置としては、国が先導的に実施するボーリング調査がある。また、開発・生産設備等の整備段階の支援措置としては、開発事業者がそれらの整備のために民間金融機関から借入を行う際に、国から民間金融機関へ利子補給を行うことで開発事業者の借入条件を緩和する制度がある。 本措置は、開発事業者による生産段階の収支改善に資するもの。 以上のような支援措置をステージ毎に講じることにより、我が国の国産資源の探鉱・開発・生産を総合的に促進することとしている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	民間企業が開発・生産拠点を置くことで、地方公共団体にも経済的波及効果が見込まれると考えられる。また、当該民間企業が周辺地域にガスを供給することにより、地域のエネルギーの安定供給の確保が図られることとなる。
11	有識者の見解			－
12	評価結果の反映の方向性			今後、我が国周辺海域における石油・天然ガスのポテンシャルが注目されるところ、本措置を継続することは、民間事業者による我が国周辺海域における探鉱・開発を促進することが我が国のエネルギーの安定供給確保の観点から重要であり、引き続き措置することが必要である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和３年８月